

報道関係者 各位

平成 28 年 3 月 29 日

【照会先】

職業安定局雇用開発部

障害者雇用対策課

課長 尾崎 俊雄

主任障害者雇用専門官 川村 徹宏

障害者雇用専門官 日高 幸哉

(代表電話) 03(5253) 1111(内線 5857, 5789)

(直通電話) 03(3502) 6775

平成27年度 障害者の雇用状況に関する企業名公表

一定の改善が図られ、民間企業は該当企業なし
国等の機関への適正実施勧告もなし

- 厚生労働省では、「障害者の雇用の促進等に関する法律」(以下「障害者雇用促進法」)に基づき、障害者の雇用状況が特に悪く、改善が見られない企業名を毎年度公表しています。平成27年度については、障害者の雇用状況に改善が見られない場合には、企業名を公表することを前提とする指導を行った企業において、いずれも一定の改善が見られたため、公表する企業はありませんでした。
- 国及び都道府県の機関(以下「国等の機関」)については、雇用状況に改善が見られない場合、障害者採用計画の期間終了後に適正実施を勧告することになっていますが、各機関とも一定の改善が見られ、勧告を行う機関はありませんでした。

1 企業名の公表

平成27年度は、平成25年1月1日を始期とし平成26年12月31日を終期とする雇入れ計画を作成した221社のうち雇用状況の改善が特に悪かった35社と、平成26年度に企業名を公表又は公表猶予した20社の計55社を対象に、障害者の雇用状況に改善が見られない場合、平成27年度中に企業名を公表することを前提とした指導を実施してきました。

その結果、現在に至るまでにいずれの企業においても一定の改善が見られたため、公表する企業はありませんでした。

<公表企業数の推移(単位:社)>

年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
企業数	2	1	4	7	6	3	0	0	8	0

<参考>

障害者雇用促進法では、障害者の雇用を促進するため、民間企業に対し、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率、民間企業は2.0%）以上の障害者の雇用を義務付けています。障害者の雇用状況が一定の水準を満たしていない場合は、厚生労働大臣が「障害者雇入れ計画」の作成命令（第46条第1項）や計画の適正実施の勧告（第46条第6項）を行い、勧告に従わない場合は、企業名を公表できることになっています（第47条）。

2 国等の機関への適正実施勧告

都道府県教育委員会を除く国等の機関については、平成26年6月1日現在で法定雇用率を達成できておらず、平成27年1月1日を始期とし平成27年12月31日を終期とする障害者採用計画を作成した8機関に対し、法定雇用率の達成に向けた指導を行った結果、いずれも法定雇用率を達成する、障害者採用計画の実施率が50%以上となるなど、一定の改善が見られ適正実施勧告を行った機関はありませんでした。

<国等の機関（都道府県教育委員会を除く）に係る適正実施勧告機関数の推移（単位：機関）>

年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
機関数	4	0	0	0	0	0	0	0	2	0

また、都道府県教育委員会については、平成25年6月1日現在で法定雇用率を達成できておらず、平成26年1月1日を始期とし平成27年12月31日を終期とする障害者採用計画を作成した33都道府県の機関に対し、法定雇用率の達成に向けた指導を行った結果、いずれも法定雇用率を達成する、障害者採用計画の実施率が50%以上となるなど、一定の改善が見られ適正実施勧告を行った機関はありませんでした。

<都道府県教育委員会に係る適正実施勧告機関数の推移（単位：機関）>

年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
機関数	—	(38)	37	—	(22)	18	(6)	0	(0)	0

()は採用計画の中間時点の状況を踏まえて実施したもの。

<参考>

障害者雇用促進法では、障害者の雇用を促進するため、国及び地方公共団体の任命権者に対し、常時勤務する職員の一定割合（法定雇用率、2.3%。都道府県に置かれる教育委員会その他厚生労働大臣の指定する教育委員会にあっては2.2%）以上の障害者の雇用を義務付けています。法定雇用率を達成していない機関は、障害者採用計画を作成しなければならない（第38条第1項）ほか、厚生労働大臣は、特に必要があると認めるときは、当該機関の任命権者に対して、障害者採用計画の適正な実施に関する勧告（適正実施勧告）を行えることになっています（第39条第2項）。

民間企業に対する指導の概要

(1) 対象企業

下記①～②に該当する合計55社

- ① 平成27年度の公表を前提とした特別指導の対象である35社
- ② 平成27年3月31日に企業名を公表した8社及び企業名公表を猶予した12社

(2) 対象企業に対する指導の実施

対象企業を管轄する公共職業安定所長から、対象企業に対し、障害者の雇用に関する事業主の責務、障害者の雇用の現状、これまでの雇用率達成指導の経緯等について十分説明の上、様々な雇用事例の提供や助言、求職情報の提供、面接会への参加勧奨等を行いつつ、雇用義務を達成するよう指導・支援を継続的に、きめ細かく実施しました。これと併せて、必要に応じて都道府県労働局幹部による訪問指導、厚生労働省に来省を求めての指導を実施しました。

さらに、これを踏まえて、都道府県労働局及び公共職業安定所においても引き続き指導・支援を行いました。

(3) 公表基準

平成28年1月1日現在において、平成26年の全国平均実雇用率（1.82%）未満の場合は、企業名を公表することとしています。

なお、上記①の企業については、下記ア又はイのいずれかに該当する場合は、初回の公表に限り公表を猶予することとしています。

ア 直近の障害者雇用の取組の状況から、実雇用率が速やかに平成26年の全国平均実雇用率（1.82%）以上、又は不足数が0人となることが見込まれること。

イ 特別指導期間終了後の1月1日から1年以内に特例子会社の設立を実現し、かつ、実雇用率が平成26年の全国平均実雇用率（1.82%）以上、又は不足数が0人となると判断できるものであること。

(4) 指導の結果

① 平成27年度の公表を前提とした特別指導対象企業（35社）に対する指導の結果、対象企業35社のうち32社において（3）の基準を上回る実雇用率の改善が認められました。

なお、（3）のアの基準を満たした企業が3社あり、公表を猶予することとした。

② 平成27年3月31日に企業名を公表した企業（8社）及び企業名公表を猶予した企業（12社）に対する指導の結果、全ての企業について（3）の基準を上回る実雇用率の改善が認められました。

(5) 今後の指導

全国平均実雇用率以上となったものの法定雇用率を達成するまでには至っていない企業についても、早急に達成するよう、引き続き指導を実施します。

民間企業に対する指導の結果等

(表1) 対象企業の状況

規模別	1,000人以上規模企業	12社
	1,000人未満規模企業	43社
産業別	建設業	1社
	製造業	5社
	情報通信業	8社
	運輸業、郵便業	5社
	卸売業、小売業	18社
	不動産業、物品賃貸業	1社
	学術研究、専門・技術サービス業	1社
	宿泊業、飲食サービス業	1社
	生活関連サービス業・娯楽業	3社
	医療、福祉業	4社
	複合サービス事業	3社
	サービス業(他に分類されないもの)	5社
合 計		55社

(表2) 指導の結果

雇用義務を達成した企業	38社	
全国平均実雇用率(1.82%)以上となるなど、公表基準に該当しなかった企業	14社	
実雇用率が速やかに全国平均実雇用率以上又は、不足数が0人となることが見込まれるもの。	3社	(公表猶予)
1年以内に特例子会社の設立を実現し、かつ、実雇用率が全国平均実雇用率以上又は、不足数が0人となると判断できるもの。	0社	(公表猶予)
公表に至った企業	0社	
合 計	55社	

→ 引き続き、法定雇用率達成に向けて指導を実施
 ↗ (公表猶予)

今回の公表企業に係る雇用率達成指導の流れ図

(平成27年度公表を前提とした特別指導実施企業)

平成24年10月～12月



※ 翌年1月を始期とする2年間の計画を作成するよう、公共職業安定所長が命令を発出（法第46条第1項）

平成25年1月

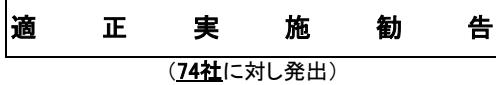


雇入れ計画期間

平成25年9月～10月



平成26年2月～3月



※ 計画の実施状況が悪い企業に対し、適正な実施を勧告（計画の2年目）
(法第46条第6項)

平成26年4月



平成26年12月末



※ 適正実施勧告を発出した企業へ送付

平成27年4月



※ 雇用状況の改善が特に遅れている企業に対し、公表を前提とした特別指導を実施

平成27年12月



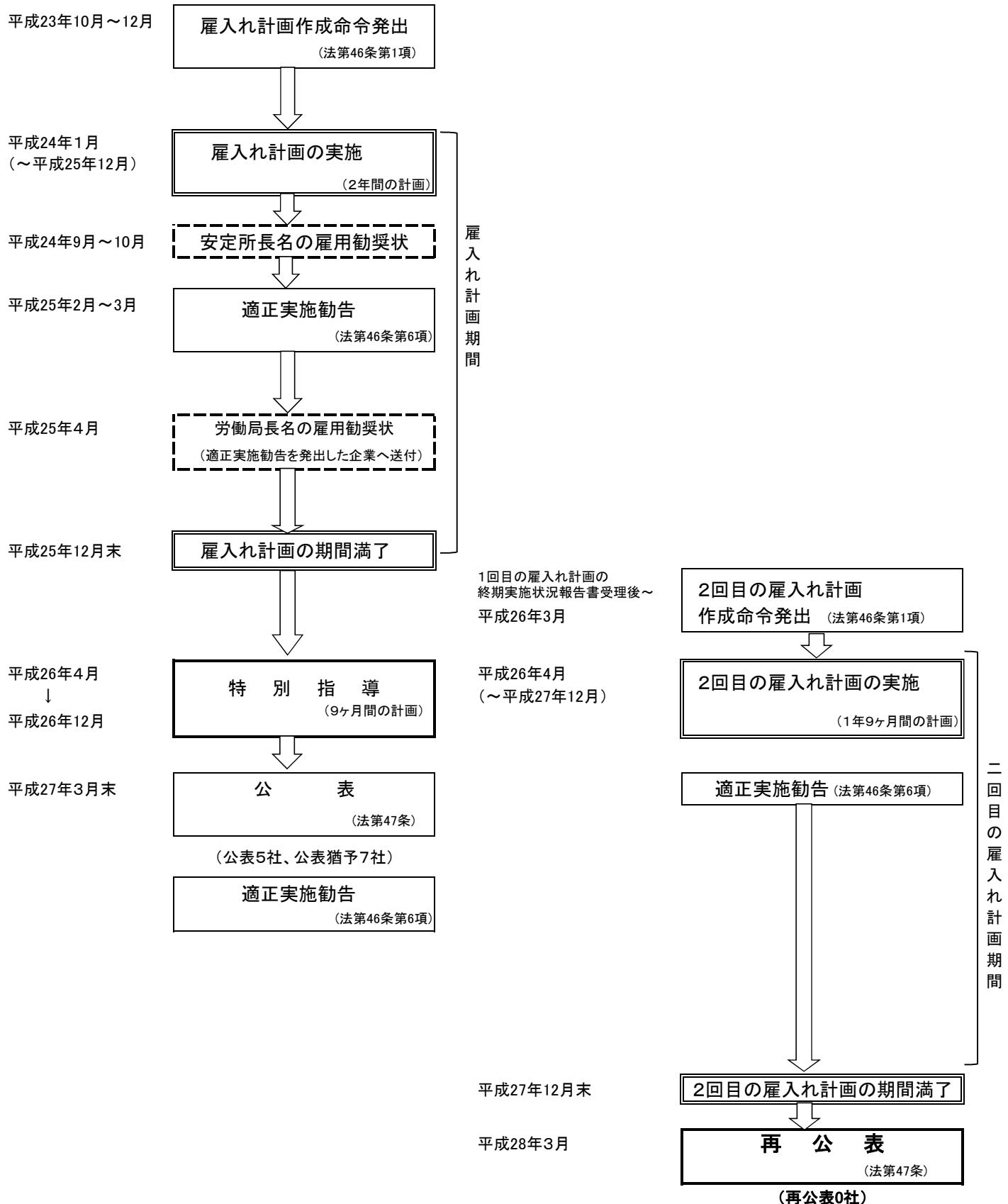
平成28年3月



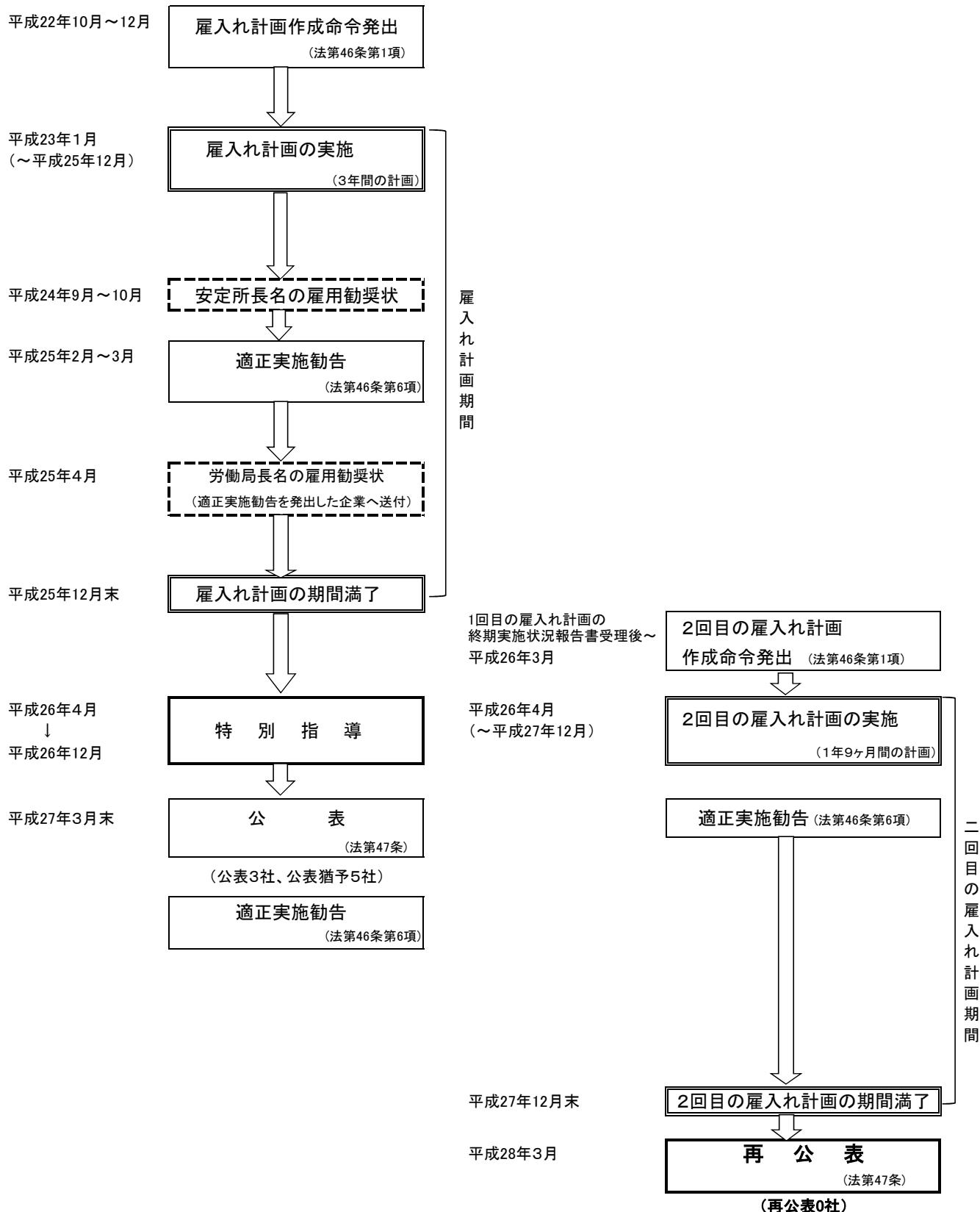
(法第47条)

(公表0社、公表猶予3社)

今回の再公表対象企業にかかる雇用率達成指導の流れ図



今回の再公表対象企業にかかる雇用率達成指導の流れ図



国等の機関に対する指導の結果

(表1) 国及び都道府県の機関(都道府県教育委員会を除く)に対する指導の結果

雇用義務を達成した機関	5機関	→ 引き続き、法定雇用率達成に向けて指導を実施
障害者採用計画の実施率が 50%以上である機関	3機関	
計画期間終期の実雇用率が、当該機関における前年の6月1日現在における実雇用率を上回っている機関		
勧告の対象となる機関	0機関	
合 計	8機関	

(表2) 都道府県教育委員会に対する指導の結果

雇用義務を達成した機関	15 機関	→ 引き続き、法定雇用率達成に向けて指導を実施
障害者採用計画の実施率が 50%以上である機関		
計画期間終期の実雇用率が、当該機関における前年の6月1日現在における実雇用率を上回っている機関	18 機関	
勧告の対象となる機関	0機関	
合 計	33 機関	

国等の機関（都道府県教育委員会を除く）に対する雇用率達成指導の流れ図

平成 26 年 6 月 1 日

法定雇用率未達成

平成 27 年 1 月 1 日

採用計画の作成・実施
(1年間の計画)

平成 27 年 12 月 31 日

採用計画の期間満了

平成 28 年 3 月

適正実施勧告

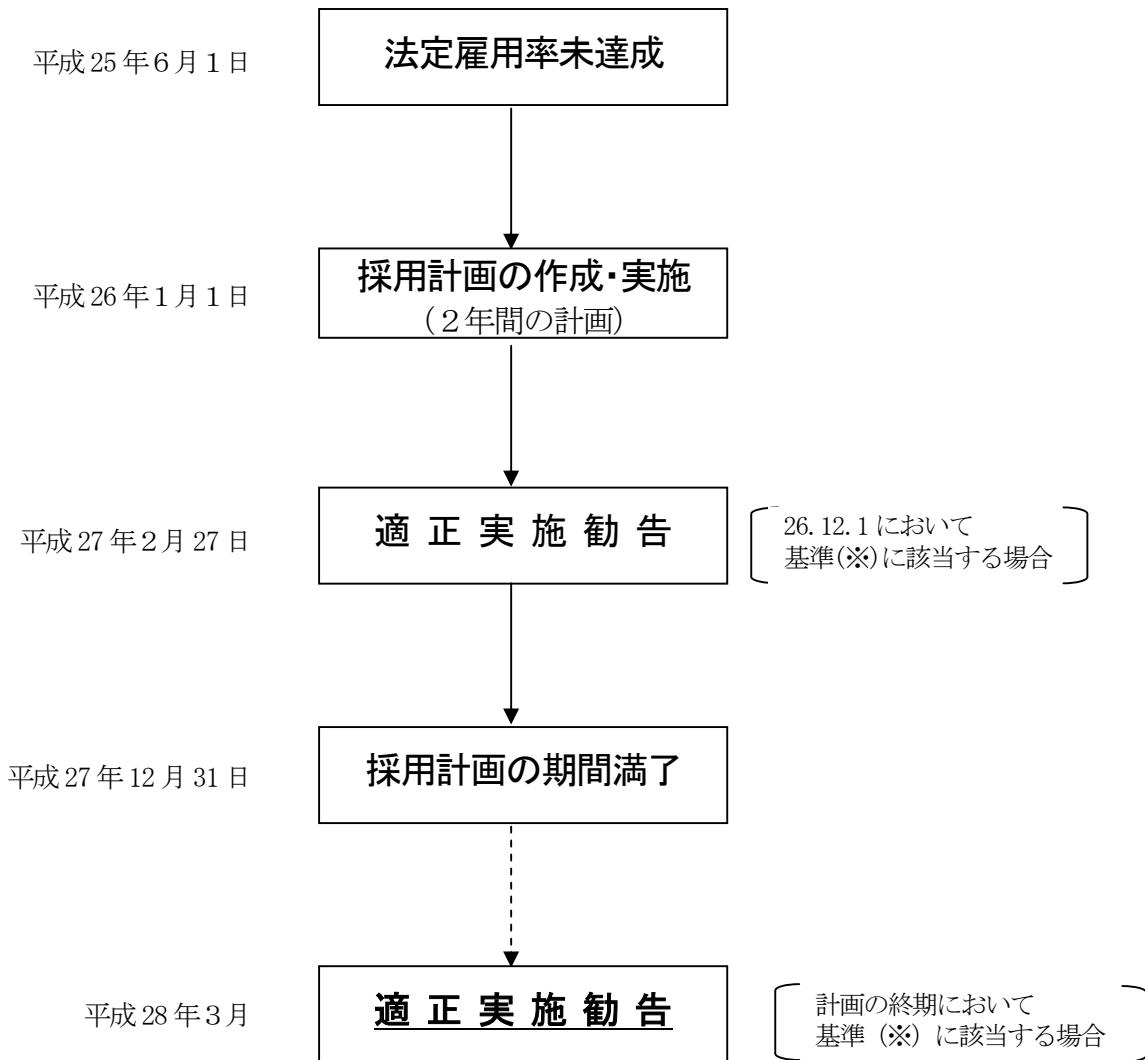
〔計画の終期において
基準（※）に該当する場合〕

(※) 適正実施勧告の発出基準

適正実施勧告の発出は、次のいずれかの基準に該当する場合に行う。

- ① 障害者採用計画の実施率が 50%未満であること。
- ② 計画期間終期の実雇用率が、当該機関における前年の 6 月 1 日現在における実雇用率を上回っていないこと。

都道府県教育委員会に対する雇用率達成指導の流れ図



(※) 適正実施勧告の発出基準

適正実施勧告の発出は、次のいずれかの基準に該当する場合に行う。

- ① 障害者採用計画の実施率が 50%未満であること。
- ② 計画期間終期の実雇用率が、当該機関における前年の 6 月 1 日現在における実雇用率を上回っていないこと。

(参考)

○ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）（抄）

(身体障害者又は知的障害者の雇用に関する事業主の責務)

第三十七条 すべて事業主は、身体障害者又は知的障害者の雇用に関し、社会連帯の理念に基づき、適當な雇用の場を与える共同の責務を有するものであつて、進んで身体障害者又は知的障害者の雇入れに努めなければならない。

(雇用に関する国及び地方公共団体の義務)

第三十八条 国及び地方公共団体の任命権者（委任を受けて任命権を行う者を除く。以下同じ。）は、職員（当該機関（当該任命権者の委任を受けて任命権を行う者に係る機関を含む。以下同じ。）に常時勤務する職員であつて、警察官、自衛官その他の政令で定める職員以外のものに限る。以下同じ。）の採用について、当該機関に勤務する身体障害者又は知的障害者である職員の数が、当該機関の職員の総数に、第四十三条第二項に規定する障害者雇用率を下回らない率であつて政令で定めるものを乗じて得た数（その数に一人未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）未満である場合には、身体障害者又は知的障害者である職員の数がその率を乗じて得た数以上となるようにするため、政令で定めるところにより、身体障害者又は知的障害者の採用に関する計画を作成しなければならない。

2～5 （略）

(採用状況の通報等)

第三十九条 国及び地方公共団体の任命権者は、政令で定めるところにより、前条第一項の計画及びその実施状況を厚生労働大臣に通報しなければならない。

2 厚生労働大臣は、特に必要があると認めるときは、前条第一項の計画を作成した国及び地方公共団体の任命権者に対して、その適正な実施に関し、勧告をすることができる。

(一般事業主の雇用義務等)

第四十三条 事業主（常時雇用する労働者（以下単に「労働者」という。）を雇用する事業主をいい、国及び地方公共団体を除く。以下同じ。）は、厚生労働省令で定める雇用関係の変動がある場合には、その雇用する身体障害者又は知的障害者である労働者の数が、その雇用する労働者の数に障害者雇用率を乗じて得た数（その数に一人未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。第四十六条第一項において「法定雇用障害者数」という。）以上であるようにしなければならない。

2 前項の障害者雇用率は、労働者（労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、安定した職業に就くことができない状態にある者を含む。第五十四条第三項において同じ。）の総数に対

する身体障害者又は知的障害者である労働者（労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、安定した職業に就くことができない状態にある身体障害者及び知的障害者を含む。第五十四条第三項において同じ。）の総数の割合を基準として設定するものとし、少なくとも五年ごとに、当該割合の推移を勘案して政令で定める。

3～8 (略)

(一般事業主の身体障害者又は知的障害者の雇入れに関する計画)

第四十六条 厚生労働大臣は、身体障害者又は知的障害者の雇用を促進するため必要があると認める場合には、その雇用する身体障害者又は知的障害者である労働者の数が法定雇用障害者数未満である事業主（特定組合等及び前条第一項の認定に係る特定事業主であるものを除く。以下この条及び次条において同じ。）に対して、身体障害者又は知的障害者である労働者の数がその法定雇用障害者数以上となるようにするため、厚生労働省令で定めるところにより、身体障害者又は知的障害者の雇入れに関する計画の作成を命ずることができる。

2～4 (略)

5 厚生労働大臣は、第一項の計画が著しく不適当であると認めるときは、当該計画を作成した事業主に対してその変更を勧告することができる。

6 厚生労働大臣は、特に必要があると認めるときは、第一項の計画を作成した事業主に対して、その適正な実施に関し、勧告をすることができる。

(一般事業主についての公表)

第四十七条 厚生労働大臣は、前条第一項の計画を作成した事業主が、正当な理由がなく、同条第五項又は第六項の勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

○ 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和35年政令第292号）（抄）

(法第三十八条第一項 の政令で定める率)

第二条 法第三十八条第一項 の政令で定める率は、百分の二・三とする。ただし、都道府県に置かれる教育委員会その他厚生労働大臣の指定する教育委員会にあつては、百分の二・二とする。

(障害者雇用率)

第九条 法第四十三条第二項 に規定する障害者雇用率は、百分の二とする。